

近畿地方整備局	配布	平成21年10月23日
	日時	14時
資料配布		

件名	不誠実な行為を行ったことによる指名停止措置について (株)大同
----	------------------------------------

概要	近畿地方整備局は、(株)大同が低入札価格調査に協力しなかったことについて、平成21年10月23日、指名停止の措置を行った。
----	---

取扱い	
-----	--

配布場所	近畿建設記者クラブ 大手前記者クラブ 神戸海運記者クラブ 神戸民放記者クラブ みなと記者クラブ
------	---

問合せ先	国土交通省近畿地方整備局 大阪市中央区大手前1-5-44 大阪合同庁舎第1号館 06-6942-1141 総務部契約課長 中村 学 (内線 2511) 総務部契約課長補佐 赤穂 好宏 (内線 2512) 神戸市中央区海岸通2-9 神戸地方合同庁舎 078-391-7576 総務部経理調達課長 齋木 良之 (内線 6310) 総務部経理調達課長補佐 仲田 孝二 (内線 6313)
------	--

平成21年10月23日

近畿地方整備局

(株)大同に対する指名停止措置について

1. 案件の概要

近畿地方整備局琵琶湖河川事務所発注の「野洲川河口部右岸水制工4号他工事」について、平成21年9月25日、一般競争入札(総合評価落札方式)を行った。

入札の結果は(株)大同が最高評価値であったが、調査基準価格を下回った為、落札決定を保留し、同社に対し低入札価格調査の資料提出を求めた。

しかし同社は、積算に誤りが判明し施工が困難であるとして、9月29日、低入札価格調査に協力できない旨の文書を提出した。

2. 指名停止措置理由

この行為は、不誠実な行為であり、本件事業者に対し、以下の措置を行うものである。

指名停止業者 : (株)大同
滋賀県草津市岡本町17-1
代表取締役 辻 由夫

3. 指名停止の期間

(株)大同が低入札価格調査に協力しなかったことは、指名停止措置要領別表2-15に該当するものであり、総合的に判断して下記のとおり指名停止措置を行う。

指名停止機関 : 近畿地方整備局 他地整における指名停止措置はありません。
指名停止期間 : 平成21年10月23日から平成22年4月22日まで(6ヵ月)

工事請負契約に係る指名停止等の措置要領 別表2-15

(不正又は不誠実な行為)

15 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不適當であると認められるとき。